

平成29年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成30年3月



杉並区

目 次

はじめに	1
第1章 外部評価の概要	2
1 施策評価・事務事業評価	2
2 財団等経営評価	3
第2章 外部評価結果	4
1 外部評価の対象	4
2 外部評価結果及び所管の対処方針	6
○施策評価	6
○事務事業評価	20
○財団等経営評価	34
第3章 まとめ	36
1 平成29年度評価を終えて	36
(1)平成29年度の行政評価について	36
(2)行政評価制度について	37
2 各委員の主な意見	38
資料編	
資料1 外部評価委員会 委員名簿	40
資料2 平成29年度外部評価委員会の活動	40
資料3 杉並区外部評価委員会条例	41

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度は16回目を数えます。

区は、この間の区政を取り巻く環境の変化を踏まえ、基本構想（10年ビジョン）を実現するための具体的な道筋である実行計画（3年プログラム）を改定し、今年度から新たな取組を進めています。

区政を取り巻く社会経済状況の変化や新たな課題に対して、より効果的・効率的な区政運営を行うために、予算や人材などの資源の有効活用、説明責任と区政の透明性を確保することが不可欠であり、職員一人ひとりの意識改革や能力向上により組織力を高めていくことが必要です。

行政評価・外部評価がその実現のために大きな役割を果たすとともに、評価の結果を区民の皆様にご覧いただき、区政への関心を高め、区政参画の一助にさせていただけることを願っております。

外部評価の対象となった所管課の皆様には、お忙しい中、ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。また、区の職員の皆様が本報告書を今後の取組の参考としていただき、区民の皆様がご覧になることで、当委員会の活動が区政の発展に役立つことを期待します。

平成30年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

今回の外部評価は、平成28年度に区が実施した施策、事務事業及び財団等の経営に対する区の内部評価について、杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)が第三者の視点から再評価を行ったものです。

1 施策評価・事務事業評価

(1) 評価の対象

平成29年度の区の行政評価は、杉並区総合計画(10年プラン)・杉並区実行計画(3年プログラム)に基づく平成28年度の取組を評価対象として実施されました(平成29年5月～7月)。

外部評価については、外部評価委員会において、32施策及び全事務事業の中から5施策及び13事業(うち介護保険9事業一括評価を含む)を選定し、評価を行いました。(外部評価対象施策及び事業については4頁参照)

(2) 評価の進め方

施策評価にあたっては、施策評価表のほか、施策を構成する事務事業の事務事業評価表を参照し、体系的に評価することに努めました。また、施策や事業の実際の状況を的確に把握し、評価の客観性を高めるとともに、各所管課において今後の行政評価や事業展開の参考としていただくため、外部評価前に所管課ヒアリング及び一部の施策(施策13・23・27)については視察を行い、施策担当課長及び関係課職員と自由な意見交換を行いました。

〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
自己評価対象数	32施策	658事務事業 〔施策を構成する事務事業 454事業〕 〔施策を構成しない事務事業 204事業〕
外部評価対象数	5施策	施策を構成しない事務事業 13事業 (うち介護保険9事業一括評価を含む)

(3) 外部評価の視点

外部評価では、指標の適切性、費用対効果や効率化、区民サービスの向上、実施方法などの評価の視点や課題認識が適切か、また、改善・見直しにあたり留意すべき視点が押さえられているかといった観点から評価を行いました。また、記載内容についても、分かりやすくなっているか、どのような視点や項目で評価したらより分かりやすくなるのかなどについて評価を行いました。

2 財団等経営評価

(1) 評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました(平成29年6月～9月)。そのうち、特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワークの1団体を今年度の外部評価の対象としました。

(2) 外部評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した内部評価などをもとに、それぞれの事業目的の達成に向けた効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価し、また、評価表の記入方法などについても、分かりやすい記載内容となっているか、あるいは、どのような視点があったらもっと分かりやすくなるのかといった点から評価しました。

また、外部評価前に団体及び所管課ヒアリング及び視察を行い、団体及び所管課職員と自由な意見交換を行いました。

(参考) 財団等経営評価に対する外部評価

財団等経営評価実施団体	外部評価実施団体			
	26年度	27年度	28年度	29年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団				
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団		○		
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○			
公益社団法人杉並区シルバー人材センター			○	
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○			○
杉並区交流協会		○		

第2章 外部評価結果

1 外部評価対象施策等

(1) 施策(5施策)

目標	施策	頁
2 暮らしやすく快適で魅力あるまち	4 利便性の高い快適な都市基盤の整備	6
4 健康長寿と支えあいのまち	11 いきいきと暮らせる健康づくり	8
	13 高齢者の社会参加の支援	10
5 人を育み共につながる心豊かなまち	23 障害児支援の充実	14
	27 学校教育環境の整備・充実	16

(2) 施策を構成しない事務事業(13事業)

事務事業評価表番号	事務事業	頁
1	区議会の運営	20
37	広聴活動	22
464	放射能対策	24
489	学校職員の健康管理	26
616~625	介護保険事業(9事業を一括評価)	28

(3) 財団等経営評価(1団体)

団体	頁
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	34



〈施策評価〉

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策 4 利便性の高い快適な都市基盤の整備

施策目標 (平成33年度の姿)	○道路と鉄道の立体交差化により、踏切による交通渋滞や事故、鉄道による地域分断が解消されるなど、地域の安全性や利便性が向上するとともに、地域コミュニティの活性化が進んでいます。 ○体系的な道路網の整備により、自動車交通の円滑化、歩行者の安全性や快適性が確保されています。また、狭あい道路の拡幅と電柱のセットバックが進み、防災性の向上と円滑な通行の確保が進んでいます。 ○施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの整備により、誰もが暮らしやすく、快適で魅力あふれるまちになっています。
--------------------	---

		28年度目標	28年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区内での定住意向	88.0%	85.6%	90%
	都市計画道路(区道)完成延長	7,022m	7,022m	8,052m

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	鉄道連続立体交差事業については、東京都や沿線区市、鉄道事業者と連携を図り事業の早期実現を目指しています。京王線では、事業認可取得後に「事業及び工事説明会」を実施し、工事着工に向けて大きく前進しました。西武新宿線では、沿線各駅まちづくり協議会の活動等が評価され、東京都において事業化に向けた検討が始まりました。 狭あい道路拡幅整備事業では、着実に整備を進めており、これまでに区内狭あい道路の31.1%の拡幅整備が完了しました。また、首都直下地震等に備え、狭あい道路を拡幅して区民の安全と財産を守るため「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」を改正施行し、条例により指定した重点整備路線(4路線)と重点地区等に対して訪問等による拡幅整備及び支障物件設置の禁止規定を説明するなど普及啓発に努めました。 ユニバーサルデザインのまちづくり推進については、「杉並区バリアフリー基本構想」に基づき、取組を着実に進めています。方南町駅周辺の重点整備地区では、駅のバリアフリー化整備を平成29年度の完成に向け進めるとともに、区立施設では、和泉保健センターにエレベーターを増設するための地盤調査や、大宮小学校へのスロープ・手摺の設置工事などを行いました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	誰もが安全・安心に移動できるまちづくりを着実に推進していくため、踏切による交通渋滞や鉄道による地域分断の解消に向けて、東京都、沿線区市、鉄道事業者と連携して鉄道連続立体交差事業の早期実現に取り組むとともに、道路・公共施設のバリアフリー化により、利便性の高い快適な都市基盤の整備を進めていきます。 狭あい道路拡幅整備事業では、改正条例により定めた重点整備路線・支障物件に関する取組等の実績を公表するとともに、改正条例施行後3年を目途とし、狭あい道路の拡幅に関する協議会において、施策の実施状況を勘案し、課題整理や検討を進めていきます。 区民の安全・安心を確保し快適な都市基盤を形成するため、「すぎなみの道づくり(道路整備方針)」に基づき、都市計画道路や主要生活道路の優先整備路線の整備を進めることで、体系的な道路網の整備を行うとともに、歩行者が安全に通行できるよう生活道路の安全対策を進めていきます。あわせて、自転車駐車場が不足する地域では、民間事業者による自転車駐車場整備を促進し、放置自転車のない良好な生活環境を整えていきます。

【外部評価】

施策内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道連続立体交差事業は、都や沿線区市、鉄道事業者との連携や時間を要する事業であるが、評価のなかで事業の全体像や進捗状況が見えづらい。 ・放置自動車対策等の事業費は施策の総事業費の4分の1を占めるが、総合評価欄での記載が無いため、しっかりと評価をするべきである。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標「区内での定住意向」は、ハード的な基盤整備だけでなく、保育や福祉などのソフト的な面も含まれるため、施策4の都市基盤整備に焦点を当てた指標を再考したほうが良い。
施策を構成する事務事業についての意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルデザインのまちづくり推進」においては、方南町駅周辺が重点整備地区となっているが、具体的な内容の記載が不足している。また、成果指標で「区内鉄道駅のバリアフリー化整備率」が示されているが、区の施設でのバリアフリー化がどの程度進んでいるかを示せるとなお良い。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道連続立体交差事業は、1.事業延長が長く複数の自治体に関わる、2.まちづくりの動向が各自自治体(各駅)により様々である、3.事業計画段階から完成まで長期間要し特に用地取得に時間がかかる都市計画事業です。このため、事業の全体像や進捗状況を短い期間のなかで示すことは困難な状況ですが、事業概要等については、都や沿線自治体と連携し、機会を捉え解りやすく示すよう努めていきます。 ・放置自動車対策等の事業評価については、事業全体の予算規模が大きいことを考慮し、今後は総合評価においても評価していきます。 ・成果指標については、ご指摘を踏まえ、平成30年度の計画改定において検討していきます。 ・方南町駅周辺地区の具体的なバリアフリー化については、事務事業評価に個々の事業内容を記載し、主な取組みは施策評価に記載しています。また、区施設でのバリアフリー化については、建設時期や設備が施設により異なるため、統一的な基準での把握が困難な状況です。今後は、バリアフリー新法による基準に基づき、区の施設のバリアフリー化を進めていきます。
------	--

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 11 いきいきと暮らせる健康づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○区民や事業者などが協働・連携し、誰もが参加できる健康づくりの機会が整備され、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。 ○がん、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、糖尿病有病者・予備群及びがんによる死亡率が減少しています。 ○生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、介護認定を受ける年齢が上がっています。
---------------------------	--

		28年度目標	28年度実績	目標値(33年度)	
成果指標	65歳健康寿命 (東京保健所長会方式)	(男性)	83.0歳	83.3歳	84歳
		(女性)	86.0歳	86.2歳	87歳
	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者とその予備群の割合		19%	23.1%	15.6%
	がんの75歳未満 年齢調整死亡率 ※	(男性)	96.9	95.6	92.1
(女性)		54.1	53.2	51.4	

※年齢調整死亡率＝人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年モデル人口)で補正して算出(人口10万対)

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会を実現するために、杉並区健康づくり推進条例に基づく目標・指標の達成に向けて、継続的に健康づくりに取り組めるよう、支援を実施しています。 地域における健康づくりでは、関係機関や地域団体と区が連携しながら区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、食育普及イベントや、よい歯ファミリーフェスティバルの開催等の取組を実施し、普及啓発に努め、健康意識の向上を図りました。また、疾病対策として、がん、糖尿病などの生活習慣病については、予防に関する知識の普及啓発や早期発見、早期治療の取組を引き続き進めました。 とりわけがん検診では、電算システムを活用した効果的な受診勧奨によって、検診受診率が改善しました。また、糖尿病対策では健診データを活用し、一人ひとりの糖尿病のリスクに合わせて予防事業を展開しています。 メタボリックシンドロームに関しては、特定健診受診者数に対するメタボリックシンドロームの該当者とその予備群の割合が平成28年度時点で目標値に達していないことから、特定保健指導実施率の向上や更なる予防・改善に向けた取組を行っていきます。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	区民の健康づくりの支援については、健康寿命の延伸に向けて更年期世代の女性を対象に、女性特有のがんや骨粗しょう症の予防・早期発見のための新たな講座、サポート事業を実施します。また、区民グループや健康づくりリーダーが健康的な生活習慣の定着及び継続に向けて活動し、地域の健康づくり活動の担い手となって推進できるよう、今後の健康づくり事業における役割を検討していきます。 心の健康については、正しい知識の普及啓発と健康相談の充実を図り、保健、医療、福祉、教育、労働の関連機関と連携して、自殺予防対策を進めます。特に、課題となっている若者の自殺予防の取組を強化し、教育関係者や保護者向けにゲートキーパー養成講座を継続的に実施します。 生活習慣病対策としては、糖尿病などの予防に関する知識の普及啓発や早期発見、早期治療の取組を引き続き進めるとともに、今後は、がん検診の結果、精密検査が必要となった方への受診勧奨等に取り組み、がん検診の事業効果を高めていきます。

【外部評価】

施策内容への評価	<p>平成27年度の杉並区の医療費の地域差指数は0.970で23区で3番目に良い。適切な医療・介護体制の整備と健康づくり政策の結果であると考え。最近関心が高まっている高齢者のフレイル(虚弱)対策について積極的な対応を図られることを期待する。</p> <p>※ 医療費の地域差指数とは 医療費の地域差を表す指標として、1人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を1として指数化したもの。国民健康保険及び後期高齢者医療制度の実績から算出。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<p>妥当と考える。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>骨粗しょう症については、若年層からの教育が必要であり、対応を期待する。 健康長寿モニター事業については、事業最終年ということで、調査結果の発表を期待する。 精神保健対策については、職員に精神保健福祉士の常勤採用を図り、対応力を強化することを期待する。</p>

【外部評価に対する所管の対応方針】

対応方針	<p>フレイル対策については、普及啓発のための講演会、フレイル予防を地域ぐるみで推進するためのフレイルサポーターの育成、フレイルの状態をはかり自ら予防する動機づけのためのフレイルチェックイベント、その継続のためのフレイル予防の集いなどに積極的に取り組んでいきます。</p> <p>骨粗しょう症については、ご指摘のように女性の若年世代からの啓発が重要と考えています。現在、母親学級に併せて「骨の健康教室」として、骨密度測定と骨粗しょう症予防の啓発を行っておりますが、今後、「女性の健康週間」など様々な機会をとらえて情報提供を行ってまいります。</p> <p>健康長寿モニター事業については、5年間継続実施したアンケートの調査結果や、医療・介護データを分析し、高齢期の生活習慣や社会活動、環境などが、個々人の健康長寿にどのように寄与しているかを検証し、公表します。</p> <p>精神保健対策については、精神保健福祉士の資格を有している専門職の人材活用を検討するとともに、職員や関係機関向けの研修等を実施することで対応力の強化を図っていきます。</p> <p>※ フレイルとは、加齢に伴う心身の活力(筋力、認知機能、社会つながり)が低下した状態を言う。多くの人が健康な状態からこのフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられている。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 13 高齢者の社会参加の支援

施策目標 (平成33年度の姿)	○高齢者が同じ趣味や関心、地域での活動などを通して、さまざまな区民とつながり、支えあいながらいきいきと生活しています。 ○高齢者が自らの知識や経験を活かし、就労や地域貢献活動などにより社会参加しています。
--------------------	---

		28年度目標	28年度実績	目標値(33年度)
成果指標	65歳以上の高齢者でいきがいを感じている人の割合	87%	79.0%	95%
	地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合	42.0%	37.8%	50%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	高齢者の働く意欲に応えるために定期的な求人情報の提供、就業・起業及びボランティア活動等、様々な働き方を紹介する講座や講演会、個別相談などのほか、企業の協力による「合同就職面接会」を行い、就職希望者を採用に結びつけることができました。 自主的な社会参加を進める長寿応援ポイント事業の登録活動数は平成28年度末現在1,451件となり、前年比2.8%の増加となりました。寄付されたポイントを原資とする長寿応援ファンドを活用して、介護予防や地域防災活動、被災地支援の活動に助成を行い、地域の支えあいを進めました。 いきいきクラブ数や会員数はやや減少傾向にありますが、高齢者相互の助けあいを進めるため、杉並区いきいきクラブ連合会は、平成26年度から会員増強運動に力を入れています。クラブ単位でみると会員数が増加しているクラブや、会長が世代交代し新しい意欲を持って活動に取り組んでいるクラブもあります。 このように高齢者が元気に活躍できるよう、社会参加を支援する様々な取組を行ってきましたが、いきがいを感じる高齢者の割合、ボランティア活動や働いている高齢者の割合は昨年度に比べ低下しているため、一層の支援を行っていきます。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	今後、いきがいを感じる高齢者の割合、ボランティア活動や働いている高齢者の割合が上昇していくよう、高齢期を地域の中で健康に暮らし、趣味・関心・活動などを通じたつながりにより、互いに支えあいながら活動できる環境づくりに取り組んでいきます。 まず、ボランティア活動支援や就職を希望する方に対しては、区内法人会や企業と緊密に連携し、ひとりでも多く就職できるよう取組を進めます。特に、平成29年度からは元気な高齢者の就労意欲に応えるため、保育や介護などの福祉施設への就業に向けた講座や就業体験などに取り組んでいきます。 また、高齢者がボランティアや健康づくりなどの活動に参加することにより自らが元気になるとともに、お互いが支えあう地域づくりを進めるため、長寿応援ポイント事業の利用実態を調査し、より適切な高齢者支援となるよう見直し・検討を行います。 年々減少傾向にあるいきいきクラブの活動を活性化するために、ボランティアや相互の支えあい活動(友愛活動)を含めた活動内容の周知を図るとともに、地域の自主的な助けあいを進めるためにクラブの円滑な活動や立上げを支援します。

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>・活動指標として設定された指標のうち、「長寿応援ポイント活動登録グループ件数」は、前年度比+2.8%となっているものの目標に対しては未達。他の2指標については、目標未達であり、かつ前年度比でもマイナス。成果指標についても、2指標ともに、目標未達であり、かつ前年度比マイナスである。</p> <p>また、施策を構成する事務事業に関しても、ほとんどの指標で目標未達となっている。前年度比マイナス及び目標未達の要因分析を行い、構成する事務事業の再構築を含め、施策を実現する手段の改善を図りたい。</p> <p>・当該施策は、高齢者が就労や地域貢献活動等により社会参加の支援を図る施策であり、「長寿応援ポイント事業」が唯一主要事業として位置づけられている。</p> <p>「長寿応援ポイント事業」は、杉並区独自の取組として開始から8年間の経過し、見直しの時期として平成29年度から実態調査が行われている。調査にあたっては、例えば個々のデータ等を活用して応援ポイントをご利用になった方の医療費が少ないかどうか等を見ることも可能と考えられるので、他の施策への活用も視野に入れて、しっかり検証・分析していただきたい。予防の観点から医療費の削減等、他の施策への効果も得られるよう改善に努められたい。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>○活動と成果の体系化を図り、指標及び指標名を精査すること</p> <p>・活動指標(2)「高齢者の就職成立件数」について、この指標名では当該施策による就職成立か否かの判断がつかない。区による高齢者向け就職支援活動により就職が成立した件数であれば、指標名の精査が必要。また、現状は活動指標としているが、活動指標は「高齢者向け就職支援活動件数」。当該指標はその活動の成果として捉え、成果指標とすることが妥当。</p> <p>・活動指標(3)「長寿応援ポイント活動登録グループ件数」に対し、成果(「長寿応援ファンドを活用した活動件数」等)を測り、その実績をもって施策の評価を実施すべき。</p> <p>○評価に係るデータの正確性を確保すること</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>施策を構成する事務事業の指標実績は、ほとんどの事業で目標に対し未達である。施策を実現するための手段としての事業の適切性、施策への寄与度等の観点から、個々の事務事業を見直すべきではないか。</p> <p>個別の事務事業に関しては、以下のとおり。</p> <p>【整理番号150・151・171】 利用者の固定化が見られる。これまでも対策は講じてきたようであるが、利用者の偏りへの対応策について、公平性の観点から抜本的に見直す必要があるのではないかと。</p> <p>【整理番号152】 会員減少を食い止める会員を増やすことを目的化せず、多種多様な選択肢の中で高齢者がいきいき生活できるよう検討すべきではないかと。</p> <p>【整理番号173】 ここ3年間の長寿応援ポイント活動登録グループ件数は、目標に対しては未達ではあるものの増加傾向にあるが、実態調査の検証結果を踏まえて、ポイントの交換の仕組み等だけでなく、より施策への寄与が図れるよう改善に努められたい。</p> <p>【整理番号235・236】 維持管理事業では、利用状況だけでなく、安全かつ快適に活用できているかをチェックする必要がある。安全に関しては「維持管理に係る事故件数・苦情件数」、快適に関しては「施設利用の快適度」等利用者の声を基に指標を設定することが有効。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>○「施策内容への評価」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、ほとんどの活動指標・成果指標が目標未達であり、多くが前年度比マイナスとなっています。背景には、区内浴場数の減少や、いきいきクラブの会員減少などの要因がありますが、この施策を構成している事務事業が施策に寄与しているか検証し、事務事業の再構築を検討します。 ・現在、長寿応援ポイント事業は、参加者の個人情報管理する仕組みをとっていないため、ご指摘のような個々の医療費と関連付けることは難しい状況です。そのため、今年度は、「長寿応援ポイント事業」の調査として、登録団体の名簿更新作業や参加者アンケートを活用し実態把握をしているところです。今回実施した実態調査の結果やご指摘の点を踏まえ、長寿応援ポイント事業が予防や医療費削減等に効果があるかという視点を含め、見直し検討を行い、高齢者の社会参加支援の充実につなげていきます。 <p>○「評価表の記入方法」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標については、ご指摘を踏まえ、「長寿応援ファンド活用件数」やアンケートによる「参加者満足度」など新たな成果指標を視野に入れて検討します。 ・ご指摘の通り、高齢者就業支援事業等による「講座開催回数」等を活動指標に、また、「就業支援による就職成立件数」を成果指標とするなど、わかりやすい施策指標を検討します。 ・評価を裏付けるデータの精度については、大変重要なものであると認識した上で、複数の人員で点検するなど体制を整えて対応いたします。 <p>○「施策を構成する事務事業」について</p> <p>【整理番号150まちの湯ふれあい入浴】【整理番号151風呂つと杉並】【整理番号171三療サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちの湯ふれあい入浴」は実施回数を活動指標にし、利用者数を成果指標にするなど、直接的な指標とすることを検討します。 ・「まちの湯ふれあい入浴」、「風呂つと杉並」、「三療サービス」については、利用状況を分析し、すぎなみフェスタなど大きなイベントの際のPRなど効果的な周知方法を検討します。また、「風呂つと杉並」については、既存の登録団体との調整により新規団体も利用できるよう、併せて、【整理番号150まちの湯ふれあい入浴】の「まちの湯健康事業」については、リピーター以外の高齢者も利用できるよう、実施方法の見直しや周知方法について浴場組合と検討します。 <p>【整理番号152いきいきクラブの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の継続のために会員数を増やすことは今後も重要な指標のひとつと考えますが、ご指摘を踏まえ、多様な高齢者の活動を評価し施策につながる事業となるよう検討します。 <p>【整理番号235高齢者活動支援センターの維持管理】【整理番号236ゆうゆう館の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者活動支援センターの維持管理」について、予算事業を「高齢者活動支援センターの運営」と統合した経緯もあるため「利用状況」を根拠としていますが、「ゆうゆう館の維持管理」と併せて、ご指摘の安全や快適な活用ができているかという点を踏まえ、評価に有効な指標の設定について検討します。
-------------	---



事業についての説明を受ける委員
【高齢者活動支援センター】

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 23 障害児支援の充実

施策目標 (平成33年度の姿)	○障害の種類や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで、切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
--------------------	---

		28年度目標	28年度実績	目標値(33年度)
成果指標	療育が必要な未就学児の事業所通所率	100%	100%	100%
	保育所等訪問支援を行った区内施設の割合	100%	97.2%	100%
	放課後等デイサービスに通所している重症心身障害児の率	11%	8.2%	15%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>障害児に療育を行う児童発達支援事業所等を対象に地域支援講座を開催し、療育の質の向上を図りました。また、保育所等訪問支援により障害児の通う保育園・幼稚園に対し、保育士等が児童の特性を理解して対応できるよう支援するなど、障害児が個々の発達状況を踏まえた支援が受けられる環境整備を進めることができました。</p> <p>医療技術の進歩等を背景として医療的ケアが必要な障害児が増加していますが、障害の程度や医療的ケアの有無に関わらず支援が必要な障害児が適切な療育が受けられるよう、重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所を委託により運営することで、障害児の心身の発育を促す取組を進めました。</p> <p>平成28年に発達障害者支援法が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築が求められています。しかしながら、学校以外の家庭や地域で課題を抱える学齢期の発達障害児に療育を行う仕組みが整っていないことから、適切な支援につなげる具体的な方策について検討を行いました。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>児童福祉法の改正により、平成30年4月から重症心身障害児への支援策が新たに創設されます。このため、新たな支援策を必要としている障害児が滞滞なくサービスを利用できるよう情報収集に努めるとともに丁寧な周知を行います。</p> <p>医療的ケアが必要な重症心身障害児等が増加していることから、開設経費の一部を助成する事等により重症心身障害児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所を設置し、放課後の居場所の確保に取り組みます。</p> <p>学齢期の発達障害児へのコミュニケーションや学習支援等は学校で行われていますが、これらの児童の中には学校以外の家庭や地域でも課題を抱えている場合もあり、療育の相談が急増しています。このことから、教育部門と情報共有をしながら、個別の発達状況を踏まえた療育先につなげる仕組みをつくります。</p> <p>こども発達センターの地域支援機能を強化し、区内にある障害児を支援する事業所の、サービスの質の向上を図るとともに、事業所と連携して障害児とその保護者を支援する体制の充実を図ります。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>障害のある児童(18歳まで)に対する切れ目のない支援をすることは児童福祉の観点から重要な施策である。そのため充実することは必要であるものの、施策が支援を必要とする者・保護者に周知され、利用され、効果をあげられる体制が肝要である。就学前・就学後と区分されて実施されているが、就学後は学校教育との連携や調整がどのようになされているかの観点が必要である。利用・相談、申請、決定、利用の一連の流れが適切になされ、成果をあげることが就学前(1-2、3-5歳)、小中学校就学、高校就学等の期間別にどのように組み合わせる事業を展開して施策の効果をあげるかの総合的な内容が見えるような体系を区民に示すことが重要と思われる。</p>
今後の施策の方向	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>発達に遅れがある区内在住の18歳未満の児童及び保護者(目標集団)の人数と属性がまず示されないと意味がない。その上で年齢階層別・障害の程度・家庭環境などの違いに応じた支援体制がわかるようにする。施策の成果指標は未就学児に焦点がおかれているが、それでよい。事業(290)の活動指標や成果指標と定義が異なるのはなぜかが不明である。また、発達が促されたり効果があったと判断する基準が不明確であり、指標の適正性の判断ができない。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>保育対応型児童発達支援保育料助成において支払い対象者が減った理由が記載されていることはよいが、単位当たりコストは助成対象者数で割るのでなく助成金支払い対象者で割るべきではないか。また、認証保育所と同等程度の負担になるような助成が適正かの検討も必要かもしれない。たんぽぽ園は、利用希望の増加に対して調整がなされているようであるが、運営効果や公正性も勘案して必要なサービスが確保されるよう努めていただきたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>障害児に対する切れ目のない支援は、子ども子育てや教育部門等と連携しながら進めていますが、この施策評価は主に障害部門の事業について評価しています。</p> <p>障害児支援は、障害があることを理由として、子ども子育て等の一般施策に加えて必要となる支援であり、他施策での障害児の受け入れ等により対象者数や推進する事業の対象者が変わります。今後は、このことについて言及するなど施策の体系の見える化に努めます。また、施策の成果指標については、現行の実行計画において集中的に進めてきた事業に対応していますが、ご指摘を踏まえ平成30年度の計画改定において検討します。</p> <p>発達に遅れがある区内在住の18歳未満の児童数は、厚生労働省が示す障害児や発達障害児の出現率で対象者数の推計値のみの把握はできませんが、目標集団の把握となるとすべての障害児がサービスを利用するわけではないため困難です。今後は、個別に支援をしている実績を踏まえ年齢階層や障害の程度等に対応した支援が分かるよう努めます。</p> <p>整理番号290「障害児通所給付」の成果指標の説明の「支給申請者数」は活動指標の説明に合わせ「支給決定者数」に訂正します。また、児童発達支援の療育効果は、児童それぞれで異なるため一律の基準を適用することはできませんが、定期的に行っているモニタリングで、療育を受けた児童の発達状況を個別に確認していることから、これを生かした指標の採用を検討します。</p> <p>保育対応型児童発達支援保育料助成の単位当たりコストは、ご指摘のとおり算出します。また、助成額については今後の助成対象者の動向を踏まえ必要に応じて検討します。たんぽぽ園の利用希望については、幼稚園、保育園等の受け入れ状況に影響を受けるため、引き続きこれらの一般施策を踏まえてニーズにこたえられるよう努めてまいります。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 27 学校教育環境の整備・充実

施策目標 (平成33年度の姿)	○安全で良好な学習環境が整備された学校施設で、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送っています。 ○学校の図書環境が充実し、子どもたちが本と触れ合う機会と仕組みが整備され、子どもたちの読書活動が活発になっています。 ○電子黒板と情報端末により、動画やカラー画像など、多彩で魅力的なデジタル教材の利用ができる環境が整備されています。
--------------------	---

		28年度目標	28年度実績	目標値(33年度)
成果指標	小中学校の老朽改築校数	5校	5校	13校
	児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数	6.0人	5.9人	1.3人
	学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)(小学校)	39.0冊	42.7冊	40冊
	学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)(中学校)	12冊	9.8冊	15冊

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	高円寺地区における小中一貫教育校の整備では、区内2校目となる施設一体型小中一貫教育校を現在の高円寺中学校の敷地に建設するための実施設計を終え、建設工事等に係る契約議案について区議会の議決を得ました。杉並第一小学校の改築・複合化については、施設の基本設計等を進めましたが、近隣の病院の移転改築計画が明らかになったことを受け、事業を一時中断し、現在の病院用地への学校の移転改築の可能性等を改めて検討することとしました。検討の結果、平成29年5月に「杉並第一小学校等施設整備等方針」を策定し、病院が移転改築した後の跡地に杉並第一小学校を移転改築することとしました。桃井第二小学校の老朽改築では、実施設計を行うとともに改築工事期間中における仮設校舎、仮設体育館の校内整備等を進めました。 学校ICTの推進については、教員研修の充実やICT活用研究指定校を1校拡大し、当該校にタブレットPCを配備しました。この結果、成果指標である「児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数」は改善されています。また、全小中学校でICTを活用した公開授業を実施して保護者や地域の方々の理解促進等に取り組みました。学校図書館では、新たに学校図書館活用モデル実践校を8校指定し、蔵書の充実と図書資料の活用促進を図った結果、成果指標の「学校図書館の年間平均貸出冊数」は、中学校は微減となったものの、小学校で増加しました。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	高円寺地区の小中一貫教育校の整備及び、桃井第二小学校の改築については、それぞれ平成31年4月開校に向け、引き続き着実な取組を進めています。 学校ICTの推進ではタブレットPCの計画的な配備を進め、小中学校の全普通教室に設置した電子黒板機能付プロジェクターと連動しつつ、より効果的な授業が実施されるよう支援して、子どもたちの学びの可能性を上げます。 学校図書館については、学校図書館活用モデル実践校の実績等を踏まえ、平成29年度以降は、活用実践校として計画的に拡大を図り、児童・生徒の読書習慣を培うとともに学習活動の支援機能を充実していきます。また、学校図書館の機能の充実に向け、「学校図書館ガイドライン」等も踏まえ、今後、より一層の蔵書の充実を図るとともに、司書教諭と学校司書の連携・協力をこれまで以上に密にし、学校全体として組織的・計画的に学校図書館の運営に当たります。

【外部評価】

施策内容への評価	<p>○小学校・中学校・特別支援学校がそれぞれ全体として何校あって、そのうちの何校において小中一貫教育校としての整備や改築等が施されようとしているのかが示されていないため、全体的な進捗率や中長期的な到達目標が何割程度の学校をカバーすることになるのかが判断できない。</p> <p>○また、施策の総合評価および改善・見直しの方向のいずれも、施策を構成する事務事業ごとの評価と方向性を示すにとどまっており、相互に関連性の深い事務事業間の連携を図ることによっていかに相乗効果を引き出すことができるかといった視点を欠いている。すなわち、施策を構成する事務事業がパッケージとして展開されるなかで、全体として施策目標の達成につながっていくはずであり、そうした観点からの評価が欲しいところである。たとえば、整理番号503「学校図書館の充実」と同492「情報教育の推進」とを連動させることにより、図書の物理的な充実以上に、高い学習効果を生み出し得る余地もあるのではないか。</p> <p>○加えて、整理番号482の「エコスクールの推進」については、所管による自己評価のなかで全く触れられておらず、当該事業が施策にいかに関与しているのか、今後どのように展開されようとしているのかが不明である。</p>
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<p>○上述のように小中学校等の全体の数が明示されていないため、全体を通じて進捗率や目標達成割合を見極めることができない状況となっている。</p> <p>○同様に、学校図書館の蔵書数が国で定めた基準値を達成している学校の割合はどの程度なのか(整理番号503)、活動指標として児童・生徒数がなぜ位置付けられているのか(同509、522)、中学校の維持管理の取組のなかになぜ土地購入が含まれているのか(同522)、同様の記載内容の異なる評価表がなぜ2つ作成されているのか(同518と529)など、評価表からは判然としない記述が散見される。読み手の側に立ったわかりやすく明瞭な記載が求められる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○上で指摘した整理番号509「小学校の維持管理」と同522「中学校の維持管理」に係る事務事業については、活動指標として児童・生徒数が位置付けられている。これは予算の算定根拠であって、活動指標とは性質を異にするものであることから、ここに位置付けるのは適切ではないのではないかと。もしくは、少なくとも予算の算定根拠である旨を明記しておく必要がある。</p> <p>○整理番号518と同529の評価表は、ともに「小中一貫校の施設整備(高円寺地区)」という事業名称で、記載内容もほぼ同一であるが、その理由は評価表からはいささか分からない。これは事業自体は一つであるが、予算上は小学校費と中学校費とに分けて組んでいるためとのことであるが、そうであるならばそのことが分かるような記述を加えて置く必要がある。</p> <p>○整理番号482「エコスクールの推進」については、「エコスクール検討委員会報告」に基づき事業を進めているとあるものの、活動指標・成果指標は校庭芝生化に係るものしかない。同報告では、芝生化や緑化のみならず、省エネや再エネの推進なども含む広い概念としてエコスクールを捉えていることからすると、校庭の芝生化のみを指標とするのでは不十分ではないかと思われる。施設の改修計画と上手く連動させつつ、同報告に沿ったエコスクールに関わる幅広い取り組みについて、出来る限り定量化して計画的に進捗状況を把握し可視化していくような努力が求められる。さらに、施設自体のエコ化のみならず、整理番号492「情報教育の推進」と連携させることで、紙媒体ではなく情報端末を使つてのドリルの実施など、学校での紙使用量の削減に資するような、エコスクール活動の推進といったことも可能なのではないかと。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>杉並区の区立学校は、小学校41校、中学校23校、特別支援学校1校、計65校となっています。これまでの学校整備等の取組により、現在、築50年以上の施設は改築中の学校を除くと、26校(40%)となっており、引き続き、老朽改築が課題となっています。小中学校の老朽改築や、施設一体型小中一貫教育校の整備については、改築時期や小中学校の位置状況、児童生徒数の推移などから検討して進めているところです。</p> <p>整理番号482「エコスクールの推進」については、緑の創出とハード面(建物、設備)での工夫を組み合わせる行ってきましたが、ハードについては、平成22、23年で普通教室にエアコンを設置したことで、改築時に対応するものがほとんどで、緑の創出が主なものとなっています。このなかで、校庭緑化については、既存校で継続的に実施しているため、指標としているところです。なお今後、施策評価のなかでも評価していきます。</p> <p>整理番号503「学校図書館の充実」の学校図書館の蔵書数の国基準の達成割合は、平成28年度末で小学校で70%、中学校で60%の達成です。数値化しているものについては、今後事務事業評価に記載していきます。</p> <p>その他、今回の外部評価を踏まえ、整理番号509「小中学校の維持管理」の活動指標では予算の算定根拠である旨を補足し、整理番号518、529「小中一貫校の施設整備(高円寺地区)」での小学校費、中学校費で分かれていることについては、理由を記載するとともに、区立学校全体の整備状況など、読み手側に分かりやすい記載に努めていきます。</p> <p>整理番号522「中学校の維持管理」に土地の購入が含まれているのは、予算配当上の問題ですが、土地購入は毎年あるものではないため、今後、このようなケースがあった場合にはこの旨を明記します。</p> <p>また、ご指摘のとおり、相互に関連性の深い事務事業間の連携による相乗効果の例として挙げられている「学校図書館の充実」と「情報教育の推進」の関連性については、各学校において、学校図書館における「情報活用年間計画」に基づいて、図書資料だけでなく、デジタル資料等を活用した学習活動を行っています。例えば、調べ学習の際に、学校司書が作ったインターネット関連サイトアドレス一覧を活用し、紙資料とデジタル資料の両方を活用した学習を展開しています。今後は、「エコスクールの推進」など他の事務事業で関連する部分にも目を向け、総合的に評価できるよう検討していきます。</p>
------	---



学校図書館における授業を視察する委員
【高井戸東小学校】

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

区議会の運営 (No001)

事業の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議・委員会等の会議を適正かつ円滑に運営する。 ○議員としての調査・研究活動を的確に行うことができる。 ○誰もが本会議・委員会における審議内容や経過についての情報を得ることができる。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議、委員会等会議を実施する。 ○会議の結果等について広報活動を行う。(区議会だより・ホームページ) ○議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として政務活動費を交付する。 ○議会の運営に必要な調査及び情報の収集を行う。

		28年度計画	28年度実績
指標	活動指標	本会議・委員会等開催時間(待機時間を含む)	0時間 354時間
		議案等審議件数	0件 152件
指標	成果指標		
事業実績		<p>平成28年度は、26日間の本会議及び、延べ115日間の委員会等が開催されました。政務活動費調査検討委員会や同専門委員会での検討を通じて、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努めました。</p> <p>議員を構成員とした広報委員会で、議会広報紙やホームページ等について議論を行いました。</p> <p>また、開かれた区議会を目指す一環として、区議会開会周知用ポスターに使用する写真を公募し、第4回区議会定例会のポスターを作製しました。</p>	

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>政務活動費の支出に対する区民の目はますます厳しくなり、住民監査請求や住民訴訟が毎年提起されています。今後は、今まで以上に政務活動費の使途の透明性を高め、議員一人ひとりが説明責任を果たす必要があります。また、前例にとらわれず議会運営の効率化・円滑化に取り組んでいきます。</p>
-------	---

【外部評価】

事業内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが本会議・委員会における審議内容や経過についての情報を得ることができる」ための活動を定量的に表す活動指標を検討したかどうか。 ・また会議録について、ある程度時間をかけて丁寧に校正を行ってから区民へ公開していることは評価できるが、一部の区民の意見とはいえ早期公開を望む声があることから、概ね何日を目標に公開までの日数を成果指標として設定することで、説明責任を果たすことを検討してはどうか。 ・政務活動費の支出に区民の関心があることから、透明性の確保に対する取組の評価をする必要はないか。
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会の運営にあたり、区民への情報提供を行う活動内容を指標化し、その活動からどのような成果を得るのかを指標として設定するよう改善を図られたい。 ・活動指標(1)及び(2)は、区政運営で欠かすことができない活動であり、事務事業の活動を表すわかりやすい指標の検討が必要である。(例えば、議会広報誌の発行部数など) ・成果指標の設定を検討する必要がある。(例えば、ホームページの訪問者数など)

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・「誰もが本会議・委員会における審議内容や経過についての情報を得ることができる」ための活動について、ホームページ等による事前周知、本会議、委員会での傍聴保障や資料公開、また、ホームページによるライブ中継や録画中継、会議録の公開など様々な機会や媒体により行っています。ただし、こうした活動は、活動量の変化が見込めないことから、定量的に活動指標とすることは困難だと考えています。なお、事務事業の活動を表す分かりやすい指標の設定については、「区議会ホームページへのアクセス数を成果指標」にするなど、検討していきます。</p> <p>・会議録の公開については、公開までの概ねの日数及び公開予定月を広報紙「杉並区議会だより」により公表しております。公開の迅速化については、平成29年から本会議録や委員会記録について、ホームページに月毎にまとめて掲載していたものを、手続きが完了した記録毎に随時行うことにより公開の迅速化を図りました。なお、公開の日数を成果指標として設定することについては、公開までに一定の校正作業や会議規則に基づき複数の議員署名を要することなどから成果指標とすることは妥当ではないと考えています。</p> <p>・政務活動費の支出に関する透明性の確保については、社会情勢や他自治体の動向等を参考に不断の検証と見直しを行うため、議会自らの内部改革を進めるための「政務活動費調査検討委員会」「政務活動費専門委員会」を開催しています。今後、当該委員会の開催回数を活動指標とすることや検討状況を周知する方法を検討していきます。</p>
------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

広聴活動 (No037)

事業の目的・目標	<p>○区政に関する区民の意向を把握し、行政施策の基礎資料として役立てる。</p> <p>○意見・要望への迅速な対応により、区政への信頼度を指標説明 高め、業務改善と区民の区政への参画を推進する。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○無作為に抽出した満18歳以上の区民1,400人を対象としたアンケート形式による区民意向の調査・分析及び200人の区政モニターの意見を聴取し、区政に反映する。</p> <p>○意見・要望等の受付と所管課への対応依頼を行い、区からの主な回答をホームページへ掲載する。</p> <p>○区長が広く区民の意見を聴き、区政運営に生かすため、区政を話し合う会を開催する。</p>

		28年度計画	28年度実績	
指標	活動指標	区民意向調査参加者数	1,120人	1,062人
		意見・要望件数	800件	1,122件
	成果指標	区民意向調査回答率	80%	75.9%
		意見・要望の対応(回答)に要した平均日数	4.0日	6.1日
事業実績	<p>意見・要望件数は1,122件で、平成27年度に比べ545件増えました。また、回答に要した平均日数は6.1日でした。区民意向調査の回収率は75.9%で、前年比9.2%の減となりました。区政モニターは、アンケートを年3回実施しました。また、モニター通信により36件のご意見やご提案がありました。本庁舎案内業務の件数は、延べ498,129件で、平成27年度に比べ69,125件増えました。</p> <p>区政を話し合う会は、日頃発言の機会の少ない区民を対象に3回実施しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>生活の多様化から、意見・要望も多様なものとなっています。また、回答について複数の所管課と調整する必要があるものも多く、回答期限を経過する例も出てきています。今後とも、適切な進行管理に努めます。</p> <p>区民意向調査の集計結果は、「総合計画」の成果指標や各種行政計画の策定などに広く活用されています。一方で設問数が多く区民の負担が大きいことから、計画の改定時期等に関係部署と調整し、調査項目の精査を引き続き行っていきます。</p> <p>区政を話し合う会は、区長と区民が直接意見交換できる場として継続的に実施していきます。出された意見を区政運営に効果的に生かすため、関係部署と連携しテーマの設定などを行っていきます。</p>
-------	---

【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民意向調査は、施策評価や事務事業評価の指標として活用されているが、評価に活用するのであれば、何にどう活用するのかを明確にした上で実施方法等を見直す必要がある。また、調査方法について、Web調査の活用等も検討してはどうか。 ・意見・要望への対応日数は、目標に対し未達、かつ実績でも前年度比プラス1.6日となっている。多様なものや複数課との調整が必要なものが多いことをその理由としているが、そうした状況は目標設定時に明らかではなかったか。目標未達の要因分析をしっかりと行い、改善に努められたい。 ・区政モニター制度を有効に活用するには、アンケートやモニター通信による意見聴取だけでなく、グループインタビュー等も有効ではないか。 ・本庁舎案内業務委託費は増加傾向にある。仕様の見直し等効率化を図るとともに、選定にあたっては競争性・公平性の確保を図ること。
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動指標(2)「意見・要望件数」は、目標をたてて意見・要望を集めているのであれば活動指標として妥当であるが、そうでないのであれば、その回答のHPへの掲載状況を指標化した方がよい。 ・(2)事業実績欄の記載内容を指標として整理した方がわかりやすい。

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>○区民意向調査の実施については、各所管課から調査の希望を募る際に、調査結果をどう活用するのかを明確にさせた上で設問の精査を行っていきます。調査方法は、日頃声を上げることの少ない区民の方からも意見をいただくために、無作為抽出による区民に通知し、訪問回収を基本に回答をいただいています。また、不在であったり希望される方には、郵送による回答も行っているところです。</p> <p>今後、調査については、生活スタイルなど社会環境の変化に合わせたアンケート実施方法も検討していきます。特にWeb方式については、システム管理や運用など様々な課題があることから、他自治体の状況を踏まえたうえで、実施検証を行っていきます。</p> <p>○意見・要望への対応に要した平均日数が目標未達で、実績でも前年度比プラス1.6日となっている要因として、「待機児童解消緊急対策」に係るものが前年度から400件近く増えるなど、一部の施策に集中したものが多く、回答までに時間を要していることが挙げられます。</p> <p>目標は区役所内の回答期限ルール「3日間」をもとに設定したのですが、毎年未達が続いているため、再度、各課所に回答期限厳守の周知を図るとともに、一部の施策に要望が集中した場合の回答方法についても工夫してまいります。</p> <p>○活動指標について、従来は、事業規模を計るため「意見・要望件数」を掲げてきました。しかし、ご指摘のとおり、区の努力・工夫が件数の多寡につながるものではないため、「HPへの回答掲載件数」へ変更いたします。それにより、要望に対する回答を周知しながら、区民の区政への理解につとめてまいります。また、事業実績欄と各指標の記載について、内容を整理し、より分かりやすい表現に努めていきます。</p> <p>○区政モニターの意見聴取方法については、多様な意見を聴取する必要があることから、アンケートの項目を主管課と協議するとともに、今年度はアンケートの実施回数を増やすことで対応したところです。</p> <p>グループインタビューのご提案ですが、アンケート調査では把握しづらいご意見やご提案を区政運営に反映できるなど期待できますが、今後の実施にあたっては、参加者の選定方法や区政モニター調査との関連性など課題整理していく必要があることから、調整しながら検討していきます。</p> <p>○委託経費は案内業務と区民意向調査委託を含んだ経費となっています。本庁舎案内業務委託費は3年間の長期継続契約を行っており、委託額は毎年均等割りした額となっているため、経費増となっているとは言えないと考えております。ただし繁忙期に臨時開庁を行った年度は、個別に委託契約を行ったため経費が増となっております。</p> <p>総合案内業務の経費については、平成30年度からの契約において、来庁者の少ない朝の時間帯の配置人数を1人減らす仕様書の変更を行いました。引き続き来庁者の繁閑の分析を行い配置人数の適正化を図り、経費の削減に努めます。また事業者選定は、プロポーザル方式により価格も含めたサービスの質を総合的に評価し、選定を行っています。</p>
-------------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

放射能対策 (No464)

事業の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○区民の放射能への不安が解消されている。 ○庁内関係組織との円滑な連携調整が出来る。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> ○空間放射線量率について定点3か所は週1回、保育園・学校・公園など定点8か所は月1回測定し、公表する。 ○区内学校・保育園等の給食食材における放射能検出結果を公表する。 ○放射能対策部会、放射能作業部会を開催する。 ○空間放射線量率測定や放射能に関する問い合わせに対応する。 ○区ホームページ、広報紙により情報提供を行う。

		28年度計画	28年度実績	
指標	活動指標	定点3か所の空間放射線量率の測定回数	52回	52回
		区内8か所の空間放射線量率の測定回数	12回	12回
	成果指標	シンチレーションサーベイメーターによる区内8か所定点の平均空間放射線量率	0.047 μ Sv/h	0.045 μ Sv/h
事業実績		<p>放射能対策は、区民の不安を解消するため、放射能等の測定を行い、結果を区のホームページや広報で公表しています。空間放射線量率測定は、定点3か所で週1回、小学校・保育園・公園など定点8か所で月1回実施しています。また小・中学校、保育園の給食食材や水道水の放射能測定を1Bq/kg以下の微量まで測定し、結果を公表しています。一方で、福島第一原子力発電所事故による放射能関係経費については、東京電力に損害賠償請求を2度にわたり請求し和解をしています。現在、第3次請求の準備中です。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>福島第一原子力発電所の事故による福島県産農作物の安全性や低線量被ばくへの不安について、区民からの問い合わせは減少しています。このため、引き続き区民の不安解消に努めるとともに、空間放射線量率の測定規模など業務の見直しを進めていく必要があります。</p> <p>また、これまでと同様に、地域防災計画の平常時対策や科学的、客観的根拠に基づく正確な情報提供を継続して、区民の放射能汚染に対する不安解消に努めていきます。</p>
-------	--

【外部評価】

事業内容への評価	<p>本事業の目的は、区民の放射能への不安解消であり、主たる取組は、空間放射線量率の定点観測及び区内学校・保育園等の給食食材における放射能検出とその結果公表となっている。</p> <p>本事業が福島第一原発の事故対策に限定された事業であり、放射線量の測定値に異常が見られないことを理由として業務の見直しを図るのであれば、測定規模の縮小は妥当と判断できる。</p> <p>ただ、自己評価では、区民からの問い合わせが減少していることから、放射線量の測定回数を減らす方向で検討がなされているが、問い合わせの減少＝区民の不安減少、ではない。問い合わせの減少を理由に区独自の測定規模を縮小するのであれば、区民の不安軽減のための、規模縮小をカバーする対応が必要ではないか。原子力規制委員会が実施しているリアルタイム線量測定システム(杉並区近郊のモニタリングポストは都健康安全研究センターであり、web上で10分毎に更新されたデータを表示)を活用する等、新たにコストをかけずに活用できるデータを区民の視点で整理し、情報提供していくことも有効なのではないか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>成果指標(1)「定点の平均空間放射線量率」は、区の取組によって得られる成果ではない。</p> <p>本事業の成果は、測定された線量率に対する区の対応によって区民の放射能への不安が解消されていること、ではないか。</p> <p>活動内容を指標化し、その活動によって得られた成果を指標化するよう、指標の見直しを図られたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>福島第一原発の事故を受けて、放射線等に関する区民の不安を解消するため、本区では平成23年度から空間放射線量の測定や給食食材の放射性物質検査等を開始しました。</p> <p>区民からの問合せは、一般的な放射能に関するもののほか、原発事故後1年程度は放射線量の測定依頼が、2年～3年は放射線量測定器の貸出し依頼が区民(他課依頼分含む)から数回ありましたが、28年度以降はない状況です。重ねて、空間放射線量及び水道水放射性物質の測定については、各種放射線等測定値に異常が認められないことから29年度より測定回数を減らす見直しを行い、小中学校及び保育園等の給食食材については、保護者を中心に給食の安全を確保する要望があるため、放射性物質検査(測定値は不検出及び基準値未満で異常なし)を継続するなどの対応を行っております。</p> <p>また、見直し後の杉並区の検査体制は、空間放射線量を測定している8区の検査体制と比較しても、なお十分であると考えています。</p> <p>原発事故から6年が経過する中、各種放射線等測定値に異常が認められないことに加え、区民からの問合せも減少していることから、今後、杉並区における検査体制のあり方を見直すとともに、ご指摘のとおり原子力規制委員会による放射線モニタリング情報の活用等による区民への情報発信、担当職員が培った放射能対策に関する知識・技術の継承、危機管理体制の整備等により、引き続き、区民の放射能への不安解消に努めてまいります。</p> <p>さらに、「指標の見直しを図られたい。」との指摘については、事業の目的を踏まえた指標へと見直しを図っていきます。</p>
------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

学校職員の健康管理 (No489)

事業の目的・目標	<p>○疾病の予防、早期発見をし、個人の健康管理意識を高め、健康な状態で職務を遂行できるようにする。</p> <p>○自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止する。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○区立学校に勤務する職員(都費・区費)に対する健康診断を実施する。</p> <p>【全職員対象】一般総合健診 【希望制検診】消化器系、肺がん、大腸がん、女性検診、腰痛、VDT、前立腺がん、C型肝炎検査</p> <p>○区立学校に勤務する職員(都費・区費職員)に対するストレスチェックを実施する。</p>

		28年度計画	28年度実績	
指標	活動指標	都費職員一般総合健診受診者数	1,775人	1,785人
		区費常勤職員一般総合健診受診者数	220人	168人
	成果指標	非常勤職員を含む教職員数に対し、区で実施している一般総合健診を受診した人数の割合	88%	87.1%
		区費常勤職員に対し、区で実施している一般総合健診を受診した人数の割合	92%	90.8%
事業実績	<p>都費教職員(区費教員含む)を対象とした一般総合健診を6～8月に実施し、受診者数は1,785人(受診率87.1%)でした。また、区費職員(非常勤職員含む)を対象とした同健診を10月に実施し、受診者数は532人(受診率90.8%)でした。消化器系検診及び女性検診は、希望制検診として実施し、VDT検診は一般総合健診と併せて実施しました。</p> <p>労働安全衛生法に基づくストレスチェックを都費教職員及び区費職員を対象に実施しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>都費教職員及び区費職員に対する一般総合健診と消化器系検診や女性検診などの希望制検診を計画どおり実施しましたが、引き続き、全ての都費教職員及び区費職員が一般総合健診(人間ドッグ等を含む)を受診できるよう、健診日程の調整、受診の勧奨及び健康意識の啓発を図ります。</p> <p>平成28年度から事業主によるストレスチェック制度が始まりましたが、庶務課、教育人事企画課と連携しながら、学務課が担当するストレスチェックを円滑に実施することができました。</p>
-------	---

【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>○未受診者をいかに減らしていくかが重要であるが、区実施の総合健診を受けなかったとしても、個人で他の健診を受けているということがあればそれはそれで良いはずである。その意味から、未受診者に対する丹念なフォロー（未受診の理由と他の健診受診の有無の確認）がなされる必要があるが、この点どのようになっているのか。 ○平成28年度から実施しているストレスチェックについては、円滑に実施できたことのみが評価として記載されているが、その結果をどのように教職員の健康管理に活かしていくかが重要なはずである。この点に関する記述が欲しい。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>○受診率の向上策として、健診日程や受診場所の調整、受診の勧奨および意識啓発が挙げられているが、そのために具体的にいかなる取組みがなされているのか詳細が分からない。 ○本事業が疾病率の低下やメンタルヘルスの向上にいかに関与するものとなっているのかを定量的に把握し示すような工夫も必要なのではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価について】 区的一般総合健診を受診しなかった学校職員に対しては、未受診理由書の提出を義務付けるとともに、個人で人間ドック等の他の健診を受診している場合は、結果の提出を求めています。全ての職員が健診を受診することで、個人の健康管理意識を高め、健康な状態で職務が遂行できるよう、未受診者には繰り返し受診勧奨によるフォローを行うとともに、未受診理由及び他健診受診結果の確認を含めて評価してまいります。 ストレスチェックの結果については、本人へ通知するとともに、高ストレス判定者には医師による面接を勧奨します。面接では医師から直接、必要な助言、指導を行い、早期解決を目指したサポートを行うほか、面接指導の結果、医師の意見が付された場合は、当該教職員と面談の上、就業上の措置を講じています。また、安全衛生委員会に集団分析結果を報告するとともに、職場環境等の改善策について審議し、その結果を各学校の校長と情報共有するなど、教職員の健康管理に資するよう生かしていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】 健診の年間スケジュールを前年度に作成して周知することや、文書及び校務IT化支援システム（スクールオフィス）の「学校共有掲示板」等の機能を活用した全職員に対する受診勧奨など、具体的にわかり易い記載に努めます。また、今後、安全衛生委員会において結果及び事後の対応等に関する経年変化を分析し、疾病予防及びメンタルヘルスの向上への寄与度を把握できるような指標について検討してまいります。</p>
-------------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

○介護保険事業 (No616～625)一括評価

介護保険一般事務 (No616)

事業の目的・目標		○円滑な介護保険事業運営のための体制を確保する。 ○介護保険利用者の権利擁護と事業の適正化・サービスの質を向上させる。 ○介護保険事業者の事故の未然及び再発を防止する。 ○介護保険事業に対して区民等の意見を反映させる。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○介護保険事業運営に要する管理事務経費の執行管理を行う。 ○介護保険サービスにかかる苦情・要望・事故報告の対応を行う。 ○介護保険運営協議会の円滑な運営を行う。		
		28年度計画	28年度実績	
指標	活動指標	第1号被保険者数	116,283人	118,971人
		要介護等認定者数	25,266人	24,236人
事業実績		被保険者への介護保険料賦課についての通知印刷、封入・封緘、郵送をその都度適切に行いました。また、介護保険や介護保険事業者に対する苦情・相談について、平成28年度は138件の対応を行いました。介護保険運営協議会は委員22名により、5回開催しました。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		高齢者人口の増加や多様な需要に応えるため、地域密着型サービスの導入など、さまざまな制度改正が行われ、それに的確に対応してきました。 区民から寄せられた意見・要望をふまえて地域における課題を的確に分析し、自立支援・介護予防に向けた効果的な取組を実施するとともに、地域包括ケアシステムの推進に向け、介護事業者との連携・支援を行っていきます。		

介護認定審査会 (No617)

事業の目的・目標		○要介護認定の申請をした区民が、適正な認定を迅速に受けられるようにする。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○要介護認定申請を受け、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会を実施する(審査会委員の選定、審査会資料の作成、審査会の開催、議事録作成、委員への報酬支払い)。 ○審査会終了後、結果を認定申請者へ送付する。		
		28年度計画	28年度実績	
指標	活動指標	申請受理件数	26,000件	23,830件
		審査会開催数	660回	649回
	成果指標	申請総数に対して30日以内に認定処理できた割合	50%	26.1%
		認定処理件数	26,000件	23,460件
事業実績		平成28年度末現在で介護認定審査会委員は154名委嘱しています。審査会は1合議体4名で、医療・保健・福祉の専門家により構成されています。平成28年度は審査会が649回開催され、1日平均3回、1回につき最大42件の審査を行いました。審査会資料の事前送付、認定結果通知等の作業は業者に委託しています。平成28年度は、認定審査会委員全体会1回(平成28年11月26日)に開催し、介護保険制度の現況についての説明、委員による模擬認定審査会を行いました。平成29年度新任委嘱予定審査会委員の新任研修は平成29年2月27・28日に実施しました。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		平成28年11月全体会で模擬認定審査会を実施し、委員間における知識・情報の共有化を図りました。適正な認定は効率的な給付と保険料の妥当性にもつながることから、このような研修の機会を今後も設け、判定根拠の更なる明確化や審査手順等の改善を行い、審査判定手順等の適正化及び平準化を更に強化します。また正確な情報を審査会に提供するための調査票及び主治医意見書の記載内容点検等を更に強化し、かつ作業の迅速化に努めます。		

介護認定調査 (No618)

事業の目的・目標		○要介護認定の申請をした区民が、適正な認定を迅速に受けられるようにする。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○認定申請を受け、調査を実施する(委託事業者へ調査依頼、記載済調査票の受領及び内容点検、事業者との契約・委託料支払、未提出調査票の督促、職員による認定調査)。 ○主治医意見書作成を依頼する(主治医への記載依頼、意見書の受領、記載漏れ点検、手数料の支払い、意見書の督促)。 ○認定調査員の新規・現任研修を実施する(事業者へ周知、研修の実施、調査員証発行、東京都へ報告)。		
			28年度計画	28年度実績
指標	活動指標	申請受理件数	26,000件	23,830件
		調査件数	26,000件	23,575件
	成果指標	申請総数に対して30日以内に認定処理できた割合	50%	26.1%
		認定処理件数	26,000件	23,460件
事業実績		要介護認定申請は区内20か所の地域包括支援センター(ケア24)でも受け付けており、委託業者に毎日回収させ迅速な処理に努めました。調査は、杉並区社会福祉協議会が指定受託法人として、規を含む申請件数の約5割の調査を行いました。新規を除いてはケア24や居宅介護支援事業所等にも委託し、区職員は他事業所から届いた調査票の点検事務、要援護高齢者やがん末期等緊急対応を要する対象者の調査を行いました。認定調査員研修は新任研修を3回、現任研修を1回行いました。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		調査員研修として、平成28年5月・11月・29年2月に新任研修、10月に現任研修を実施しました。また、調査員向けの情報通信紙(ナミワン)配付、随時のミニ研修(「知恵袋のおすそわけ」)の開催を企画し、公正かつ適切な調査が行われるよう質の向上に取り組みました。適正な認定は効率的な給付と保険料の妥当性にもつながることから、更なる適正化を推進するため、豊富な専門知識と実務経験に基づいた信頼のおける認定調査となるよう今後も研修を継続していきます。		

介護サービス費等の支給 (No620)

事業の目的・目標		○適正な介護サービス費等を支払うことにより、介護保険サービス利用者の生活の安定と、事業者の健全な事業運営を図る。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○介護サービス費等の保険者負担を、現物給付の場合は東京都国民健康保険団体連合会を通じて各事業者に支払う。また、償還払いの場合は、区が直接利用者に支払う。		
			28年度計画	28年度実績
指標	活動指標	年度末の介護サービス利用者数	16,000人	18,282人
	成果指標	一人当たりの介護サービス支給額	2,039千円	1,689千円
事業実績		介護サービス費等の保険者負担を、現物給付の場合は東京都国民健康保険団体連合会を通じて各事業者に支払い、償還払いの場合は、区が直接利用者に支払いました。平成28年度の事業実績は、支給額は昨年度より少し増加しましたが、計画値を下回る実績でした。小規模な通所介護事業が地域密着型サービスに位置付けられたことで、地域密着型サービスの件数、支給額が増加し、居宅介護サービスの件数、支給額は減少しました。円滑に介護サービス費等を支払うことにより、介護保険サービス利用者の生活の安定と、事業者の健全な事業運営を図ることができました。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		介護保険法に基づき、介護保険サービス費の保険者負担部分を支払う事業であり、平成28年度については、前年度より増加しましたが、第6期介護保険事業計画の平成28年度計画値を下回る実績でした。小規模な通所介護事業が地域密着型サービスに位置付けられたことで、地域密着型サービス費は増え、居宅介護サービス費は減少しました。制度改正により、給付費が縮小する部分もありますが、今後も介護サービス利用者数の増加に伴い、事業規模の拡大が予想されるため、事務の効率化を検討します。また、給付の適正化に取り組み、事業者、利用者へ正しいサービスの利用について、周知徹底します。		

介護予防サービス費等の支給（No621）

事業の目的・目標		○適正な介護予防サービス費等を支払うことにより、介護保険サービス利用者の生活の安定と、事業者の健全な事業運営を図る。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○介護予防サービス費等の保険者負担を、現物給付の場合は東京都国民健康保険団体連合会を通じて各事業者に支払う。また、償還払いとして区が直接利用者に支払う。		
			28年度計画	28年度実績
指標	活動指標	年度末の介護予防サービス利用者数	4,924人	2,717人
	成果指標	一人当たりの介護予防サービス支給額	359千円	506千円
事業実績		介護予防サービス費等の保険者負担を、現物給付の場合は東京都国民健康保険団体連合会を通じて各事業者に支払い、償還払いの場合は、区が直接利用者に支払いました。平成28年度の事業実績については、訪問介護と通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されたことで、利用者数、給付額共に減少しました。円滑に介護予防サービス費等を支払うことにより、介護保険サービス利用者の生活の安定と、事業者の健全な事業運営を図ることができました。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		介護予防サービス費の適切な支出により、高齢者の自立に向けた在宅生活を支援することができました。平成28年度の1年間で、特段の混乱もなく、介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。		

介護報酬審査支払手数料（No622）

事業の目的・目標		○事業者へ適正に介護給付費の支払を行う。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○東京都国民健康保険団体連合会と契約し、介護報酬明細書の審査・支払事務を委託する。		
			28年度計画	28年度実績
指標	活動指標	審査支払手数料	48,242千円	40,458千円
	成果指標	審査支払件数	804,000件	674,286件
事業実績		介護報酬明細書の審査・支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託契約し、介護報酬審査支払手数料の保険者負担金を、東京都国民健康保険団体連合会に支払っています。適正に介護報酬審査支払手数料を支払うことにより、円滑に介護保険事業の運営を図ることができています。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		介護保険法に基づき、介護報酬明細書の審査等について、東京都国民健康保険連合会に委託している事業です。東京都国民健康保険連合会への委託により、迅速かつ適正な事務が行われています。なお、高齢者の増加により、介護保険給付の実績も増えるので、事業の件数及び事業費は増加することが予想されます。より効率的な事務処理について、東京都国民健康保険連合会との連携強化を図っていきます。		

特定入所者介護サービス費等の支給（No623）

事業の目的・目標		○施設に入所している低所得者の食費や居住費を軽減することで、安心して施設サービスを使えるようにする。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○施設サービス、ショートステイ等を利用した場合に、食費及び居住費又は滞在費の補足給付をする。		
		28年度計画	28年度実績	
指標	活動指標	負担限度額認証発行件数	2,000件	2,247件
	成果指標	特定入所者介護サービス費等支給額	757,207千円	672,478千円
事業実績		低所得の方の施設利用が困難にならないように、施設サービス、ショートステイ等を利用した場合に、食事及び居住費又は滞在費の補足給付を行い、利用費を軽減することで、安心して施設サービスを使えるようにしています。平成27年度及び平成28年度の制度改正により支給件数、支給額とも減少しています。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		生活保護世帯、非課税世帯の方が、施設(特養、老健、療養病床)に入所又は、ショートステイを利用した際、本来は全額自己負担である居住費・食費の補足給付を行うことにより、低所得の方が、安心して介護サービスを利用することが出来ました。平成27年度から資産要件が加わり、平成28年度から非課税年金の収入額も勘案されるようになり、自己申告を基本として給付を行います。資産調査のやり方等について更に検討します。		

高額介護サービス費等の支給（No624）

事業の目的・目標		○介護保険サービス利用者の自己負担の軽減を図る。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○介護サービス費等の費用として支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた額について高額介護サービス費として支給する。		
		28年度計画	28年度実績	
指標	活動指標	高額介護サービス費等支給件数	66,000件	79,376件
	成果指標	高額介護サービス費等支給額	690,894千円	926,109千円
事業実績		介護保険法に基づき、同じ月に利用した介護サービスの、利用者負担の合計額が高額になる方に対し、自己負担額が一定額を超えた場合、超えた額について高額介護サービス費として支給しています。これにより、介護保険サービス利用者の自己負担の軽減を図っています。平成27年8月に一定の所得がある利用者の自己負担が2割に引き上げられ、利用者の自己負担額が増えたことから、高額介護サービス費の支給件数、金額ともに大幅に増加しています。平成28年度は予算が不足したことから237,974,000円流用しています。		
【所管による自己評価】				
評価と課題		介護保険法に基づく事業であり、平成27年8月に一定の所得がある利用者の自己負担が2割に引き上げられ、利用者の自己負担額が増えたことから、高額介護サービス費の支給件数、金額ともに大幅に増加しました。		

高額医療合算介護サービス等給付費（No625）

事業の目的・目標		○介護保険サービス利用者の自己負担の軽減を図る。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		○高額療養費と高額介護(予防)サービス費の支給を受けてもなお残る医療と介護の1年間の自己負担額の合算額について、限度額を設け、超えた部分について支給する。		
			28年度計画	28年度実績
指標	活動指標	高額医療合算介護サービス費等支給件数	3,930件	3,900件
	成果指標	高額医療合算介護サービス費等支給額	130,407千円	127,857千円
事業実績		<p>医療費の自己負担額と介護サービス利用料の自己負担額の合計額が高額になる方に対し、高額療養費と高額介護(予防)サービス費の支給を受けてもなお残る医療と介護の1年間(8月1日～7月31日)の自己負担額の合算額について、限度額を超えた部分について、高額医療合算介護サービス費を支給します。これにより、介護保険サービス利用者の自己負担の軽減を図っています。</p>		
【所管による自己評価】				
評価と課題		<p>介護保険法に基づく事業であり、医療費と介護保険サービス費の双方の負担が大きい方の利用者負担軽減を図ることが出来ました。平成27年1月から、70歳未満の現役並み所得者の算定基準額が変更になり、平成30年度にも制度改正を予定しておりますが、今後も負担割合や高額介護サービス費の見直しが予定され、利用者の自己負担額は高額に推移すると予想され、また高齢者の増加により、対象者の数も増え、事業の件数及び事業費は増加することが予想されます。今後も引き続き医療費の所管である国保年金課と調整し、対象者の方が混乱しないよう制度の周知や事務処理等を適切に行っていきます。</p>		

【外部評価】

事業内容への評価	<p>要介護認定の申請に対して30日以内に認定処理できた割合が26.1%と年々悪化している。</p> <p>高齢者の増加に対して必要な職員が配置されていないなど体制が追いついていないことに基づくものと考えられる。</p> <p>脆弱な体制で審査を行えば、質の低い審査結果につながりかねない。</p> <p>職員数の不足は、介護保険担当課全体でも起きており、介護保険事業所への実地検査も適切な期間で行えていないと聞く。</p> <p>介護保険事業の適切な運営には、保険者である杉並区の職員の能力の向上と適切な人員配置が必要である。</p> <p>介護保険事業担当課への必要な職員の配置を行い、介護保険事業の適切な運営を図ることを希望する。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>介護保険事業として認定から給付に至る現事務事業評価表は、細分化されておりおおむね適切であると考えが、「一人当たりの介護予防サービス支給額」や「審査件数」などは、活動指標とし、成果指標としてどのような成果を得るのかを指標として設定するよう改善を図られるとよい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○「事業内容への評価」への対処方針</p> <p>平成12年度の介護保険制度の創設以来、後期高齢者が約7割増加していることなどにより、介護給付費は約3倍の規模となっています。また、制度改革が頻繁に行われ、保険者機能の強化の視点から新たな事業の創設や権限移譲が行われています。そのため、介護保険業務は複雑化し、業務量が増大している状況です。</p> <p>ご指摘のように、現体制は、業務が増大する中、事業者の指定や指導、住宅改修等の給付に関する業務など、行政としての判断を要する決定や専門的な知識を要する業務の質の維持、向上が喫緊の課題となっています。</p> <p>限りある人材を有効に活用していくために、窓口業務のうち定型業務の委託を実施していますが、所管課としては、今後も段階的に委託範囲を拡大するなど、業務の効率化等に努めつつ、適正な人員配置を行い、大きな事故やトラブルが発生することのないよう体制を強化し、介護保険事業の適切な運営を図っていきたいと考えています。</p> <p>○「評価表の記入方法などについての評価」への対処方針</p> <p>ご指摘をいただいた成果指標の設定につきましては、高齢者の自立支援・重度化防止や介護給付の適正化などに繋がるような指標など、他自治体の例も参考にして、少し大きな視点で検討し改善していきます。</p>
------	--

財団等経営評価に対する外部評価

団体名	特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	担当部課	環境部環境課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・リサイクルに関する諸事業の推進を通じて、区民の環境保全行動に寄与する。 ・区民の生活環境の向上を図るとともに、活動を通して地球環境の保全、ひいては地球温暖化防止の一助となる事業を展開していく。 	顧客	区内在住・在勤・在学の方
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ①環境保全及びリサイクルに関する普及啓発 ②同情報の収集及び提供 ③同調査研究 ④集団回収の推進 ⑤家具、衣料品等のリユース ⑥エコ商品の普及 ⑦小中学生環境学習・サミット支援 ⑧フリーマーケットの運営 ⑨市民・他団体・行政等とのネットワーク構築 		
区による評価 (二次評価)	<p>当該法人の活動拠点は荻窪と高井戸の2か所に分散していたが、平成26年12月に高井戸1か所に集約されてから1年以上が経過した。一次評価をみると、事業活動のあり方や方向性が平準化されて定着してきたことがわかるが、それは、28年度が「すぎなみ環境ネットワーク第3次中期計画(平成28～32年度)」の初年度であり、新計画に基づく事業運営を実施できたことが大きな要因といえる。</p> <p>平成26年12月の移転により事業実施環境は著しく変化したが、当該法人は、改善の好機と捉え、果敢に目標管理の徹底、職員のコスト意識改革等経営努力に取組み、平成27年度に続き平成28年度も経常収支黒字を達成したことは高い評価に値する。今後も引き続き事業改善、経営努力の取組みに期待したい。</p> <p>一方、環境活動推進センターの認知度向上及び環境団体の活動活性化を図るため環境イベントを開催する機運が高まっているものの、その一方で自己団体の活動をイベントでアピールしメンバー増に繋げたいという環境団体が思ったほど多くないということが判った。メンバーの高齢化及びメンバー不足による団体の弱体化などが理由であると思われるが、改めて環境団体が環境活動推進センターで活動しやすくなるよう理由を分析、環境団体に寄り沿う施設づくりをしていくことが重要となってくる。</p>		
外 部 評 価			
経営状況に 対する評価	<p>団体による一次評価及び区の二次評価にあるように、収入の約3/4は区からの委託事業であり、施設管理の委託事業が減少するなか、収益事業の強化が課題になっている。しかし、28年度実績では販売収入が微減と記載されており、人件費などの削減が困難な状況下ではリユース事業の収益増を図る対策が必要である。近年の民間のネット販売等との差別化をどのように図っていくか、また、民間財団等からの助成事業なども検討し、ボランティア人材の活用を含め中長期的な経営計画・対策を講じる必要がある。ごみの排出抑制に取り組むならば、排出抑制とポイント制度を連動させ、ポイントを区民と団体で分け合うようなシステムを構築してはどうか(排出抑制による区の歳出削減額>ポイント制の財源=区民還元+財団資金への充当)。</p>		
評価表記入方法 などの評価	<p>他の団体と共通様式であるため、自主事業・収益事業等のセグメント単位の収支が不明であり、この評価表ではほとんど理解ができない。むしろ、セグメント情報を添付してほしい。また、管理費や人件費と委託費及び補助金との関係がわかるようにしてもらいたい。財務面以外に活動に伴う環境負荷への低減に結びつくような区民の意識や行動がどのように変化したかを来場者や事業参加者へのアンケート調査等を通じて確認する必要がある。家具引き取りや衣料品等持ち込み者の多い地域はごみの排出量が減っているのかりサイクルが進んでいるかなどの地図情報などと連動した分析が望まれる。その上で、事業内容を精査すべきである。単なる区の行政の代行・委託とならぬよう、区との調査研究や活動を通じた対話や政策への反映が団体として期待され、そうした区行政への反映件数も活動指標に組み込んでほしい。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針

●「経営状況に対する評価」

リユース事業の収益を増加させるには、事業の認知度を向上させる必要があります。そのため、区及び団体の広報媒体を最大減活用し、PRに努めていきます。また、当法人ホームページについて、現在リニューアル作業を行っているところです。インターフェイスの改善など、より使いやすいものとなるよう留意します。民間のネット販売等との違いは、資源の有効活用など社会貢献活動を行う当法人の活動への賛同という面にあります。ボランティア人材の活用も含め、当法人の活動が区民に支援されるよう、こうした事業の収益が環境・リサイクルの何に寄与しているのか広く区民へ発信するなど、中長期的な視点で策定した「すぎなみ環境ネットワーク第3次中期計画（平成28年～32年）」に基づき取組を実施していきます。民間財団等からの助成事業の活用についても、「すぎなみ環境ネットワーク第3次中期計画（平成28～32年）」に基づき実施していきます。また、区民還元ポイント制を導入する場合、新たな補助金制度の構築と財源が必要となり、さらに区への依存度が高まるものです。ごみの排出抑制による当法人の貢献度を算出することは困難ですが、引き続き、リユース・リサイクル事業を進めてまいります。

●「評価表記入方法などの評価」

財務状況のセグメント情報に関しては、事業ごとの収支がわかる資料を添付するなど区と検討してまいります。事業内容を精査するため、既の実施している来場者アンケートの質問項目について、区民の行動等のデータがとれるよう見直すとともに、区民から提供された家具等の品目や点数の情報を区に提供し、ごみの減量と資源化について、区とともに推進していきます。また、区行政への反映件数を活動指標に組み込むことについては、「すぎなみ環境ネットワーク第3次中期計画（平成28～32年）」に基づき、杉並区マイバッグ推進連絡会や杉並区環境清掃審議会へ出席する回数を指標とするなど検討します。

第3章 まとめ

1 平成29年度評価を終えて

(1) 平成29年度の外部評価について

当委員会では、平成14年度から、所管課及び団体による自己評価表（行政評価表、財団等経営評価表）に基づいた外部評価を実施しています。さらに、平成25年度からは、外部評価の前後に所管課との質疑・意見交換を通して評価を行っておりますが、今年度は、現地視察も実施したことから、より委員が現状を正確に把握した上で、委員の専門的知見による意見や提案を直接所管課に伝えることができ、充実した委員会活動となっていると考えます。

一方、区による自己評価については、指標が妥当でないものや、区の実績の記述に留まり評価にまで至っていないものなどが見受けられます。

杉並区の行政評価の目的は、①総合計画の進捗状況、達成度の把握、②職員の政策形成能力の向上、③説明責任と区政の透明性の確保となっています。評価を行う意味を職員一人ひとりが理解し、課題解決に向けた適切な評価を行うとともに、施策・事業の内容や考えが区民に正しく伝わる、わかりやすい評価表となるよう工夫していく必要があります。

外部評価では、取組内容から評価表の記載内容まで、幅広くアドバイスをを行いました。今後、委員の指摘を踏まえ、所管課において事業等の検証や見直し等を進めていただくとともに、今年度の外部評価の対象となった所管課以外の職員も含めて広く共有し、活用していただくことを願います。

各課に対して指摘した主な内容は、次のとおりです。

- 施策評価に当たり、「施策の一面のみを評価している」「施策の個々の事業の羅列にとどまっている」などの例が見受けられた。「施策を構成する事務事業が連携し相乗効果を生むことで全体として施策目標を達成する」という視点から総合的に評価すべきである。
- 施策を構成する事務事業について目標未達の事業が多い場合は、施策実現のための適切性、施策への寄与度等の観点から、事務事業の再構築を含め、手段の改善検討が必要である。
- 施策目標達成に向けて、活動指標と成果指標は、「実施する事業の活動量を示し、その活動が目指す成果につながる」という、施策と事業の体系化を図っているか改めて精査する必要がある。
- 目標未達の指標については、目標値を実績に合わせ下方修正するのではなく、未達の原因を分析し、対応を検討すべきである。
- 「今後の施策の方向」で「現状維持」を選択した場合は、コストが現状維持でも活動内容を改善し、サービス増となるよう、最小のコストで最大の効果を上げることを意識し、業務改善に取り組むべきである。

- 評価表は、実施内容を整理して、区民（読み手）の視点に立ったわかりやすい表現を用いるなど記載に留意する必要がある。
- 評価表のデータが誤っているものがあつた。記載にあたってはダブルチェックをするなど正確なデータのもとで事務事業評価を行い、区民に公表することが基本である。

（２）行政評価制度について

平成11年度の事務事業評価の導入以降、行政評価は杉並区のマネジメントサイクルの一環として定着し、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果を上げてきました。また、評価制度の改善にも努め、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。

しかし、行政評価制度に関しては、大きな課題として、杉並区に限らず「評価疲れ」「評価制度の形骸化」により行政評価を実施すること自体が目的化している傾向が指摘されています。

今年度は、翌年度予算をより意識した事務事業評価表の様式変更や行政評価システムから指標などを経年で表示する機能を各課で活用するなど、PDCAサイクルの実効性を高める取組が行われました。杉並区の現行の行政評価制度の目的のひとつは総合計画の進捗状況・達成状況の把握ですが、施策と事業を体系的に評価することで、単なる進行管理ではなく戦略性を持った評価制度となり得ます。行政評価の結果は、内部チェックにとどめず、例えば懇談会など区民との対話の材料とすることで、その有用性や意義について相互の理解促進へつなげる取組に生かすことができます。このように、限られた行政資源（予算・職員等）を区民に有効に還元できるよう、事業の選択と集中への取組に生かしていただくことを願います。

また、平成27年度から行政評価システムを導入した結果、評価作業の効率化と一定程度の正確性を確保しています。今後も、評価データの分析機能の強化等を含め、証拠（エビデンス）に基づいた適切な評価作業を支援するシステムとなるよう改善が必要だと考えます。さらに、「説明責任と区政運営の透明性の確保」という点からもシステムを有効活用し、区民サービスの向上に繋がる取組の検討を進めていただきたいと思います。

以上、区への期待も込めて、厳しい意見を述べさせていただきました。杉並区は、狭あい道路対策や障害児支援など様々な分野で精力的に取組を進めておりますが、今後は、本格的な少子高齢化社会に向けて、より効率的・効果的な区政運営や事業の実施が求められます。このため、職員の皆さんが行政評価の意義や目的を共有し、杉並区をより良くするために何をすべきかという視点に立って評価を行い、施策や事業の質の向上に繋げていけるよう努めていただくことを望みます。

2 各委員の主な意見

各委員から出された平成29年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

(1) 施策評価・事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について

○所管による記載においては、成果指標や所管による自己評価の妥当性／合理性を判断するうえで前提となる情報を欠いているケースや、そもそもなぜそのような記載がなされているのかが判然としないケースが、多々見受けられる。所管や区役所内部の者にとっては言わずもがなの情報であっても、区民等の外部の者からすればそうではない場合もあり、常に読み手の側に立った、分かりやすく、正確で、十分な情報を提供することを意識した記載とすることが求められる。

○施策の総合評価および改善・見直しの方向のいずれにおいても、施策を構成する事務事業ごとの評価と方向性を示すにとどまっている感がある。施策を構成する事務事業をパッケージとして展開していくなかで、施策全体としての目標達成につながっていくという観点からの評価が求められる。

○加えて、特に相互に関連性の深い事務事業間の連携をいかに図ることでさらなる相乗効果を引き出すことができるのかといった視点が求められる。

介護保険事業の運営にあたっては、給付と保険料徴収といったお金の計算を主とする仕事なら、これまでのように頻繁な人事異動（3～5年程度）でも、十分に対応が可能であった。

しかし、本格的少子高齢社会を迎えるなかで、自治体の保険者機能強化をしていくためには、自立支援・重症化予防などの難しい課題に対応する担当職員を育成し、専門性を高める必要がある。

○今年度の外部評価では、施策評価に関しては、ヒアリングに加えて視察も実施されたことは、施策の内容を把握する上で有効であった。

○施策評価の「今後の施策の方向」において、自己評価では現状維持、外部評価ではサービス増、と評価が分かれた。予算が現状維持であっても、活動内容を改善し、サービス増となるよう、最小のコストで最大の効果を上げることを常に意識し、業務に取り組んでいただきたい。

○事務事業評価に関しては、評価書において実施内容の整理が不十分な案件が見られた。事務事業評価の外部評価は評価書のみでの対応のため、しっかりと取組がなされていても、それが評価書に反映されていないと、適切な外部評価が実施できない。区民の視点に立った分かりやすい評価書の取りまとめに留意されたい。

施策評価では進捗管理的な役割が中心になるので、計画との整合性が重要である。事務事業評価は最も予算や人事管理と関連付けられるので、予算への反映を目的にするならば一層強化することを考えるべきである。財団等経営評価はあくまでも目的を是とした経営の効率性・準拠性等に力点をおくべきものであり、経営管理指標は財団などに共通する指標（財務指標）以外に独自の指標に基づく評価が検討されてよい。外部評価の役割として、行政評価との緊張関係を旨とするか、改善提案を重視するかで第三者的視点も変わってくる。改善提案をするには、もう少しコミットメントが必要であろう。

○今年度は、所管課ヒアリングに加えて、施策や団体に関連する現地視察を行った。関係部署や視察受入先の負担はあったと思うが、現場職員のヒアリングや実情を把握した外部評価を行うことができ、有益な取組であったと考える。

(2) 杉並区の行政評価制度について

○(1)で記載したことは、今年度外部評価の対象となった施策・事務事業等に限定されるものではなく、ほぼ全ての施策・事務事業等についても同様に指摘できるものであると思われる。今回の総括意見を踏まえた改善・取組みが他の施策・事務事業等にも水平的に展開されていくことが望まれる。

行政評価制度により、政策の質を向上させるためには、いかにして行政課題を解決するかという目的達成に向け、予算や職員配置について課や部単位で議論を重ねて評価検証すべきである。

施策評価、事務事業評価では、目先の財政支出の削減を目的とした評価にとどめず、医療・福祉・健康づくり政策に関して、質の高いサービス提供をどのようにマネジメントしていくのかに注力すべきである。

○杉並区の現行制度の目的は、総合計画の進捗状況・達成度の把握であるが、施策と事務事業を体系的に評価することによって、単なる進行管理ではなく、戦略性を持った評価制度となりうる。また、施策・事務事業の体系化は、活動指標及び成果指標の設定にも有効である。

○区の現状は、施策と事務事業が体系的に評価されていないため、施策評価と事務事業評価がリンクしていない。体系化を図った上で、客観的なデータに基づいた施策全体の評価を実施し、施策を構成する事務事業の妥当性を評価する等、選択と集中が可能となるよう制度の見直しを検討してはどうか。

行政評価制度は杉並区は先導的な自治体として知られてきたが、内部評価やチェックに終わらず区民との行政対話の材料・情報として活用していくことを検討してよい。特に区政などで話題になったり、大きな方針転換をする際の検討会や懇談会等で積極的に使用することが職員・区民に行政評価制度の費用対効果が高いと認識してもらえることにつながると考える。また、他自治体（他区）の担当課同士でピアレビューをすることも有効と思われる。

○施策及び事業の評価について、目的に対応した成果指標や活動指標になっていないものが見受けられた。事業によっては、定量的に表す指標の設定が困難なものもあるが、目標達成に向けた適切な指標への見直しを行い、課題や現状分析を踏まえた具体的な解決に向けての取組や方向性を示すと読み手も実感できると考える。

○区は、公会計による財務情報を公表しているため、行政評価制度には、行政コスト計算書を作成して所管課によるコスト分析を翌年度の予算へ反映する仕組みを作ってはどうか。

資料編

【資料1】 外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
い せき とも とし 伊 関 友 伸	城西大学経営学部マネジメント総合学科教授
おく ま み ○奥 真 美	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授 総務省「官民競争入札等監理委員会」専門委員 環境省行政事業レビューに係る外部有識者 東久留米市外部評価委員会委員
くら はし さとる 倉 橋 暁	日本公認会計士協会 東京会杉並会副会長 公認会計士
た ぶち ゆき こ 田 瀨 雪 子	行政経営コンサルタント 総務省 政策評価審議会 委員 総務省の政策評価に関する有識者会議 委員 原子力規制委員会 行政事業レビューに係る外部有識者
やま もと きよ ◎山 本 清	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 国土交通省政策評価会委員 財務省政策評価懇談会委員

◎は会長、○は会長職務代理

※所属は、平成 30 年 3 月現在です。

【資料2】 平成29年度外部評価委員会の活動

回	日 程	内 容
第1回	平成 29 年 8 月 25 日	平成 29 年度外部評価の進め方について
第2回	平成 29 年 10 月 17 日	所管課事前ヒアリング（現地視察含む）
第3回	平成 29 年 11 月 7 日	所管課事前ヒアリング（現地視察含む）
第4回	平成 29 年 12 月 4 日	平成 28 年度入札及び契約に関する外部評価
第5回	平成 30 年 2 月 1 日	(1)平成 29 年度行政評価に対する外部評価 (2)平成 29 年度外部評価のまとめ

【資料3】

杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

平成29年度
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

29-0111

平成30年3月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表）

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>